



重要事項説明書

放課後等デイサービスかわせみ

当事業所は岐阜県の指定を受け運営している、放課後等デイサービスです。

(岐阜県指定 第2150700124号)

かわせみ 重要事項説明書

この重要事項説明書は、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

1. 事業者名称概要

名 称	株式会社まるに
法 人 所 在 地	岐阜県本巣郡北方町北方1551番地
電 話 番 号	058-203-9685
代 表 者 氏 名	木野村 佳奈恵
設 立 年 月 日	令和6年8月30日

2. 事業所の概要

事 業 所 の 種 類	放課後等デイサービス
事 業 所 の 名 称	かわせみ
事業所の所在地	岐阜県本巣郡北方町北方1469
電 話 番 号	058-203-9685
管理者兼保育士	木野村 佳奈恵
児童発達管理責任者	木野村 佳奈恵
定 員	10人
指 定 年 月 日	令和7年4月1日
事 業 所 番 号	岐阜県指定 第2150700124号
第三者評価の有無	無

3. 事業の目的及び運営方針

事 業 の 目 的	株式会社まるに(以下、「事業者」という)が設置する、かわせみ(以下、「事業所」という)において実施する放課後等デイサービスの適正な運営を確保するために、必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、サービスの円滑な運営管理を図るとともに、障がい児及び障がい児の保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号以下、「法」という)第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定を受けた障がい児の保護者をいう。以下、「通所給付決定保護者」という。)の意思及び人格を尊重し、障がい児及び通所給付決定保護者の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とします。
-----------	--

運 営 方 針	① 当事業所は障がい児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流ができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとします。 ② サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、通所給付決定保護者の所在する市町村、障害者総合支援法との密接な連携に努めるものとします。 ③ 前二項のほか、法及び「児童福祉法に基づく指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容の他、関係法令等を遵守し、指定放課後等デイサービスを提供するものとします。
---------	--

4. 事業の実施

本巣郡北方町、本巣市、瑞穂市、岐阜市、（大野町）

5. 営業時間とサービス提供時間

営 業 時 間	月曜日 ～ 金曜日 （平日） 9：30 ～ 18：30 土曜日、学校の長期休暇期間（春休み・夏休み・冬休み）及び学校行事振替休日 8：30 ～ 17：30
サービス提供時間	月曜日 ～ 金曜日 （平日） 14：30 ～ 17：30 学校登校日において、学校及び利用児童の都合により時間が変動する場合のみ対応するものとする。 土曜日、学校の長期休暇期間（春休み・夏休み・冬休み）及び学校行事振替休日 9：30 ～ 15：30

上記の営業日でも休業することがあります。
休業日（日曜祝日）、夏季8月13日～8月16日・8月30日、冬季12月29日～1月4日
土曜日にお休みになる週もあります。

6. 職員の体制 ※職員の配置は指定基準を遵守しています。

職 種	業務内容
管 理 者	常勤1名(保育士)
	職員の管理、放課後等デイサービスの申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の業務を行うとともに、法令等において規定されているサービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	常勤1名
	児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成し、少なくとも6ヶ月に1回以上見直しを行います。サービスを利用する障がい児に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、障がい児及び障がい児の保護者並びにその家族に対し、その内容等について説明を行います。
児 童 指 導 員 及 び 指 導 員	児童指導員（常勤2名、非常勤4名）指導員（非常勤1名）
	個別支援計画に基づき障がい児及び障がい児の保護者に対し適切に指導等を行います。
公 認 心 理 （ 師 ）	非常勤1名
	個別支援計画に基づき障がい児及び障がい児の保護者に対し適切に指導等を行います。
理 学 療 法 士	理学療法士（非常勤1名）
	個別支援計画に基づき障がい児及び障がい児の保護者に対し適切に運動指導等を行います。

当事業所では、厚生労働省、岐阜県知事の定める指定基準を遵守し、指定障がい児通所支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

7. サービスの内容

- (1) 日常生活訓練 日常生活の基本的動作取得を支援します。（自分の身の周りのこと。）
- (2) 集団適応訓練 集団生活への適応力習得を支援します。（子どもたちの社会の中で遊びを通じて社会性を養います。）
- (3) 機能訓練 ご利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の向上を図るための訓練を実施します。（運動機能等）
- (4) レクリエーション 集団ゲーム等のレクリエーションを実施します。
- (5) 必要な介助 活動を行う時に必要な介助を、ご利用者様のご希望及び心身の状況に応じて行います。

(6) 医療・福祉・生活等のご相談

※全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は、本事業所の児童発達支援管理責任者が、ご利用者様の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容やご利用者に対するサービス実施日等を記載しています。「個別支援計画」は、利用者ご家族に事前に説明し同意を頂きます。また、利用者や家族の申し出により、いつでも見直すことが可能です。

8. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

当事業所では、サービス提供ごとに、実施日及び実施したサービス内容等を記録し、利用者にご確認をいただきます。なお、個別支援計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 障がい児及び通所給付決定保護者の記録や情報の管理、開示

当事業所は、関係法令に基づいて、障がい児の記録や情報を適切に管理し、通所給付決定保護者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写などの諸費用はご利用者の負担となります。）

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、平日の12：30から18：00です。

9. 秘密の保持

職員は、業務上知りえた障がい児またはその家族の秘密を保持します。また、事業所は職員であった者に業務上知りえた利用者様またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を伝え、職員との雇用契約の内容とします。

10. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び障がい児の家族に連絡を行うとともに必要な措置をとり、事故の状況及び事故に対して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

損害保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
損害保険の種類	介護保険・社会福祉事業者総合保険（賠償責任保険）
損害保険の種類概要	・身体 1名 限度額五千万円 1事故の限度額5億円
	・財物 1事故あたり5百万円

1 1. サービス利用に当たっての留意事項

(1) ご利用に関して

- ① 室内の、設備、機器等の利用に際し、利用者様の過失による損害が生じた場合は、賠償していただくことがあります。
- ② 他の利用者様に損害を与えた場合は、賠償をしていただくことがあります。
- ③ サービス利用の中止は、必ず事前に連絡していただきます。
- ④ 他の利用者様に対して、政治活動、布教活動、販売活動等をご遠慮していただきます。
- ⑤ 貴重品は持ち込まないでください。尚、貴重品を持ち込まれた場合の管理は事業所が一切責任を負わないこと。
- ⑥ サービスの利用当日に、児童の体調不良等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合は、サービス内容の変更等の措置を講ずることがあります。
- ⑦ 申し込み確定後の欠席・キャンセルが月3回以上、2ヶ月連続であった場合、定員を超えた際にキャンセル待ちに移行させて頂く場合がございます。
- ⑧ サービス提供時間を遵守して頂きます。

※①から⑧について同意していただけない場合は、利用者のサービスを検討させていただきます。

(2) 受給者証の確認

「受給者証」の記載内容の変更があった場合は、できるだけ速やかに当事業所従業員にお知らせください。また、当事業所従業員より「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

1 2. 虐待の防止について

当事業所は、障がい児及び通所給付決定保護者の人権の擁護・虐待の防止のために、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	木 野 村 佳 奈 恵
-------------	-------------

- (2) 研修等を通じて、事業所職員の人権意識の向上や知識、技術の向上に努めます。
- (3) 事業所職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談出来る体制を整えるほか、利用児童等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 事業所職員又保護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用児童を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通告致します。

13. 苦情・要望の受付について

(1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

受付窓口	相談担当者	木野村 佳奈恵
	受付日	月曜日から土曜日までとします。 ただし、お盆、年末年始を除きます。
	受付時間	平日 9：30から 18：30まで 学校休校日 9：00から 18：00まで
	電話番号	058-203-9685（代表）
	FAX番号	058-203-9685（代表）

(2) 行政機関その他苦情受付機関

【北方町役場 福祉子ども課】

住 所	本巣郡北方町北方長谷川1丁目1番地
受 付 時 間	曜日：月曜～金曜日（年末年始・祝日を除く） 時間：8時30分～17時15分
T E L	058-323-1119

【本巣市役所 福祉支援課】

住 所	岐阜県本巣市早野255番地（本巣市役所 本庁舎）
受 付 時 間	曜日：月曜～金曜日（年末年始・祝日を除く） 時間：8時30分～17時15分
T E L	058-323-7752

【瑞穂市役所 福祉生活課】

住 所	岐阜県瑞穂市別府1288番地
受 付 時 間	曜日：月曜～金曜日（年末年始・祝日を除く） 時間：8時30分～17時15分
T E L	058-327-4123

【岐阜市役所 障がい福祉課】

住 所	岐阜県岐阜市司町40番地1
受 付 時 間	曜日：月曜～金曜日（年末年始・祝日を除く） 時間：8時45分～17時30分
T E L	058-265-4141（岐阜市役所 代表電話）

【大野町役場 福祉課】

住 所	岐阜県揖斐郡大野町大字大野80番地
受 付 時 間	曜日：月曜～金曜日（年末年始・祝日を除く） 時間：8時30分～17時15分
T E L	0585-34-1111（大野町役場 代表電話）

1 4. 設備の概要

設 備 の 種 類	室 数	備 考
指導訓練室	2 室	1階：121.9m ² 2階：63.6m ²
ト イ レ	2 室	1階：洋式便座 2階：洋式便座

1 5. 事業所の協力医療機関

医療機関名：いのうえクリニック

住 所：本巣郡北方町芝原東町3丁目50番地

利 用 料 金 表

◆ 放課後等デイサービス（1日につき）

放課後等デイサービス		放課後に受け入れるとき	※区分1～区分3 574～666単位
加配	児童指導員等加配加算	児童指導員等	90～187単位
		理学療法士等	187単位
	専門的支援加算	理学療法士等	187単位
	個別サポート加算	個別サポートⅠ（受給者証へ記載あり）	100単位
		個別サポートⅡ（受給者証へ記載あり）	125単位
		個別サポートⅡ（受給者証へ記載あり）	70単位
	関係機関連携加算	保育所、学校等と連携して個別支援計画書を作成（月1回まで）	200単位
		就学先、就職先と連携して連絡調整等（月1回まで）	200単位
	家庭連携加算 （月4回まで）	所要時間1時間未満	187単位
		所要時間1時間以上	280単位
	事業所内相談支援加算（月1回まで）	Ⅰ（個別）	100単位
		Ⅱ（グループ）	80単位
	延長支援加算	営業時間の前後の時間（延長時間帯）において支援を行った場合に1日の延長支援に要した時間に応じて算定 1時間未満 1時間以上2時間未満 2時間以上 61単位 92単位 123単位	
	欠席時対応加算	Ⅰ（月4回まで）	94単位
		Ⅱ（急病等によりサービス提供時間が30分以内となった場合）	94単位
	福祉専門職員配置等加算	（Ⅰ）	15単位
		（Ⅱ）	10単位
		（Ⅲ）	6単位
	強度行動障害児支援加算		155単位
	送迎加算		54単位/片道
	利用者負担上限額管理加算		150単位/月
	保育・教育等移行支援加算		500単位
地域区分10.00/単位			

利 用 者 負 担 額

障がい児通所支援サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割とします。ただし、市町村が定める月額負担上限額の範囲内とします。

利用者自己負担によるサービスについて

- ① 創作的活動にかかる材料費（創作内容による。）
- ② 食事の提供（長期休暇） 200円 / 回
（イベント・クッキングの際は別途ご請求させていただく場合があります。）
- ③ その他、お出かけなど、活動によって必要な費用を事前にお知らせしたうえでご負担して頂きます。

長 期 休 暇 及 び 土 曜 日 の 昼 食 に つ い て

☆かわせみでは、長期休暇に簡単な昼食を提供する日があります。食べられる場合は利用日3日前までの連絡とさせていただきます。なお、長期休暇以外の土曜日などには、クッキング代として月末に実費分として請求させていただきます。

ご利用は自由ですが、特別なアレルギーをお持ちの児童の場合お断りさせて頂く場合がございますのでご了承ください。

個人情報使用および写真撮影同意書

【個人情報使用について】

貴事業所のサービスを利用するにあたり、私(利用者)、及びその家族の個人情報については、以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1. 使用する目的

- (1) 放課後等デイサービス計画の作成にあたり、他事業所との連携、照会、サービス担当者会議等
- (2) 緊急時における医師等への情報提供
- (3) 事故発生時における行政機関への情報提供

2. 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

3. 使用する期間

契約で定める期間

4. 条件

- (1) 個人情報の提供は最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと
- (2) 個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容を記録しておくこと

【写真撮影について】

貴事業所のサービスを利用するにあたり、専用ページで確認できる児童の活動記録を目的とする写真の撮影を許可することに同意します。

1. 撮影する目的

- (1) イベント開催時の記念撮影。
- (2) その他、施設内の活動で掲示する印刷物。

2. 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

3. 使用する期間

契約で定める期間

4. 条件

- (1) ホームページへの掲載はパスワードをかけ、利用者以外は閲覧できないようにすること。
- (2) 外部に掲載される場合は個人が判別されないような写真加工をすること。
- (3) 利用の停止および削除の申し出をした場合は、速やかに対応すること。

【メールリングリストの登録について】

貴事業所のサービスを利用するにあたり、連絡、案内をメールで受け取ることを目的として、メールアドレスを登録することに同意します。

個人情報使用	<u>同意する</u>	<u>同意しない</u>	写真撮影	<u>同意する</u>	<u>同意しない</u>
メールアドレス登録	<u>同意する</u>	<u>同意しない</u>			

保護者氏名

印

放課後等デイサービスを利用するにあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

令和 8 年 月 日

事業者

(事業者名) 株式会社 まるに
(代表者名) 代表取締役 木野村佳奈恵 印

(所 在 地) 〒501-0431 岐阜県本巣郡北方町北方 1 4 6 9
(事業者名) 放課後等デイサービス かわせみ
(説 明 者) 代表 木野村佳奈恵

私は、本書面により、これから利用する放課後等デイサービスの重要な事項について、事業者から説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

保護者

(住所) _____

(氏名) _____ 印

(続柄) _____

利用児童

(住所)

(氏名) _____